

(令和4年12月8日決裁)

ぎふ長良川の鵜飼ホームページ掲載事業者（仕出し屋等）募集要項

1 趣旨

乗船客の持ち込みを認めている鵜飼観覧船での食事等について、鵜飼観覧船事務所（湊町1-2）前まで弁当・飲料の配達が可能仕出し屋等を広く募集します。仕出し屋等はぎふ長良川の鵜飼ホームページで名称・連絡先・仕出し屋等ホームページのURLを紹介し、リンクを貼ることで、乗船客が弁当・飲料の内容・金額を確認し予約できる体制を整え、その利便性・満足度の向上を図ります。

2 掲載の条件

以下の条件を全て満たす仕出し屋等をぎふ長良川の鵜飼ホームページで紹介します。

- ・令和5年度の鵜飼開催期間（5月11日～10月15日）を通じ、乗船客の求めに応じて弁当等を鵜飼観覧船事務所近辺まで宅配できること。
- ・食品衛生法における飲食店営業等の営業許可を取得していること。
- ・写真等を用いて弁当等の内容や金額を紹介するホームページを有すること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- ・市町村税を滞納していないものであること。

3 応募期間と提出書類

令和5年2月24日の17時までに鵜飼観覧船事務所に紹介希望の意向を連絡の上、下記書類を提出してください。

- ・事業者情報書
- ・暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書
- ・市町村税完納証明書

4 その他注意事項

ぎふ長良川の鵜飼ホームページでの紹介は令和5年4月1日から開始します。ただし、同日までに弁当・飲料の内容や金額を紹介するホームページを有していない仕出し屋等は、ホームページの開設を確認した後に紹介を開始します。

なお、鵜飼の中止最終判断は当日正午であり、市は中止に伴う弁当等のキャンセル料の補填は行いません。中止時の弁当・飲料のキャンセル料や受け渡し方法等についても、自社ホームページで詳しく紹介してください。